

令和6年9月

伊 那 市 議 会 定 例 会 議 案
関 係 資 料

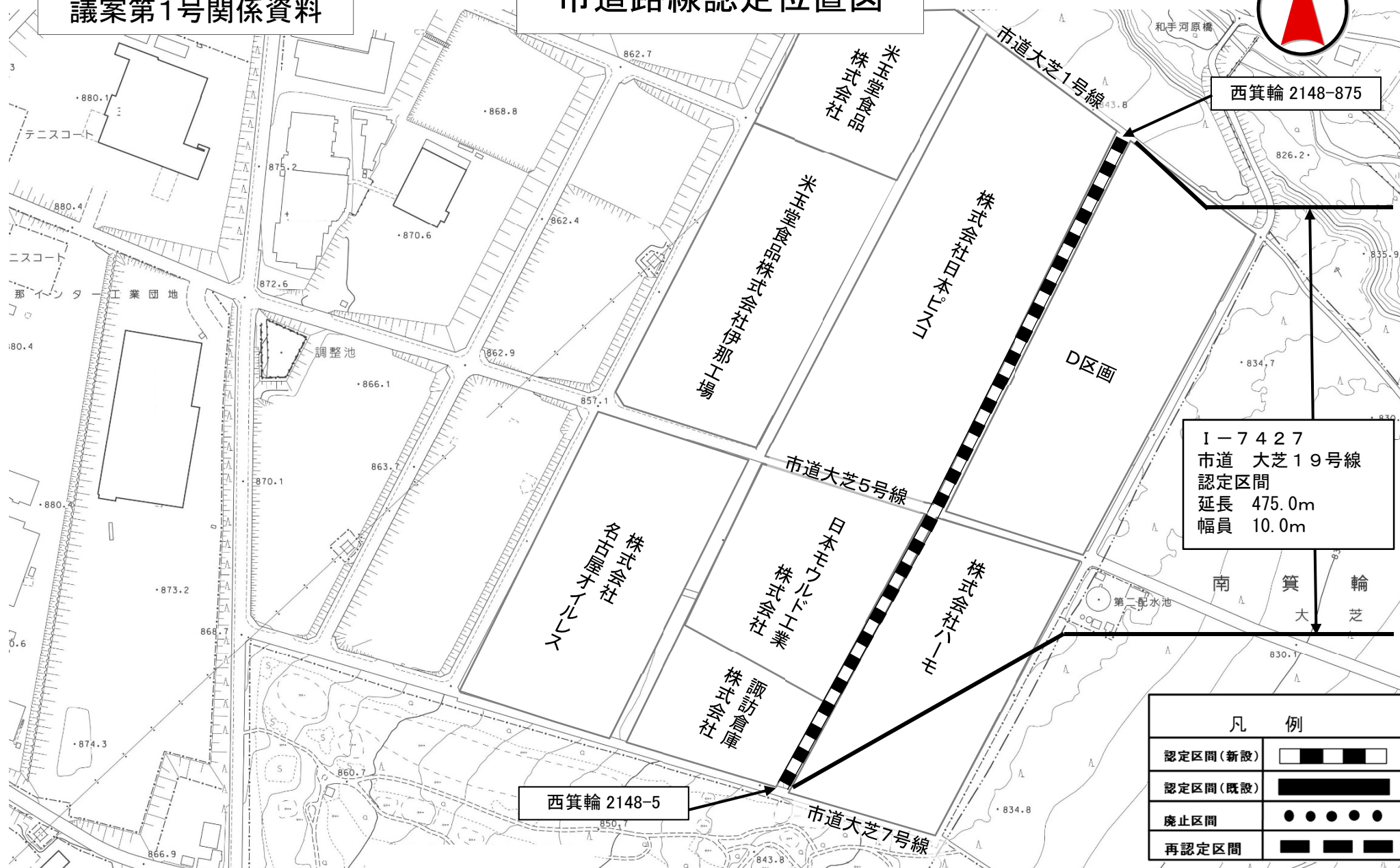
令和6年8月29日

令和 6 年 9 月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第 1 号関係資料	市道路線認定位置図……………	3
議案第 2 号関係資料(1)	市道路線変更位置図……………	4
議案第 2 号関係資料(2)	市道路線変更位置図……………	5
議案第 3 号関係資料	市道路線変更位置図……………	6
議案第 4 号関係資料(1)	美すずスポーツ公園運動場改修工事説明資料……………	7
議案第 4 号関係資料(2)	美すずスポーツ公園運動場改修工事概要図……………	8
議案第 5 号関係資料	長野県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表……………	9
議案第 6 号関係資料(1)	伊那市組織条例新旧対照表……………	10
議案第 6 号関係資料(2)	伊那市予防接種健康被害調査委員会条例新旧対照表……………	12
議案第 6 号関係資料(3)	伊那市医療政策審議会条例新旧対照表……………	13
議案第 6 号関係資料(4)	伊那市子ども・子育て審議会条例新旧対照表……………	14
議案第 6 号関係資料(5)	伊那市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例新旧対照表……………	15
議案第 7 号関係資料	伊那市行政手続における特例の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表……………	16
議案第 8 号関係資料	伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例新旧対照表……………	18

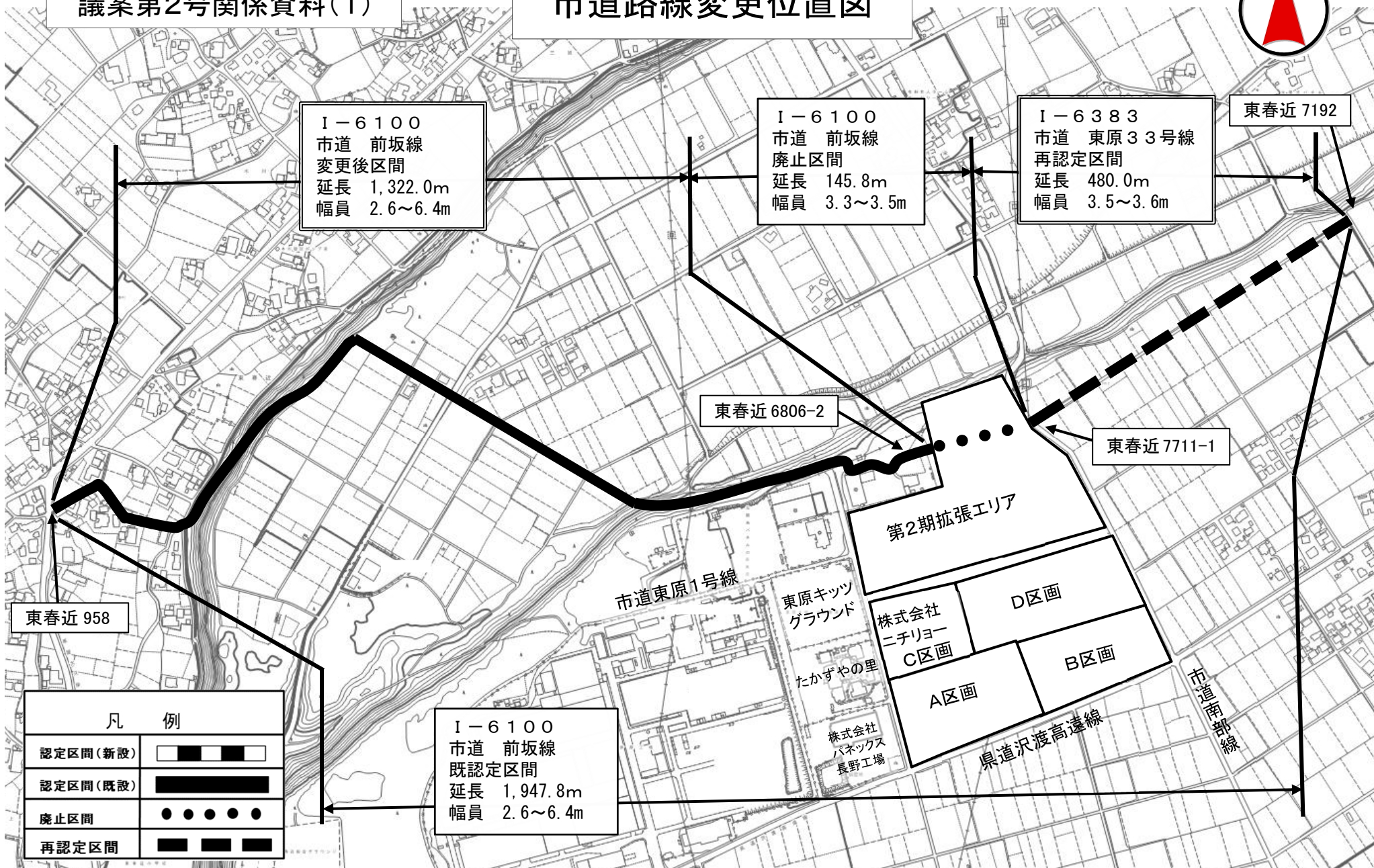
議案第1号関係資料

市道路線認定位置図



議案第2号関係資料(1)

市道路線変更位置図



議案第2号関係資料(2)

市道路線変更位置図



市道路線変更位置図

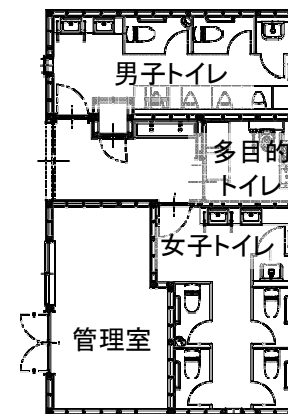
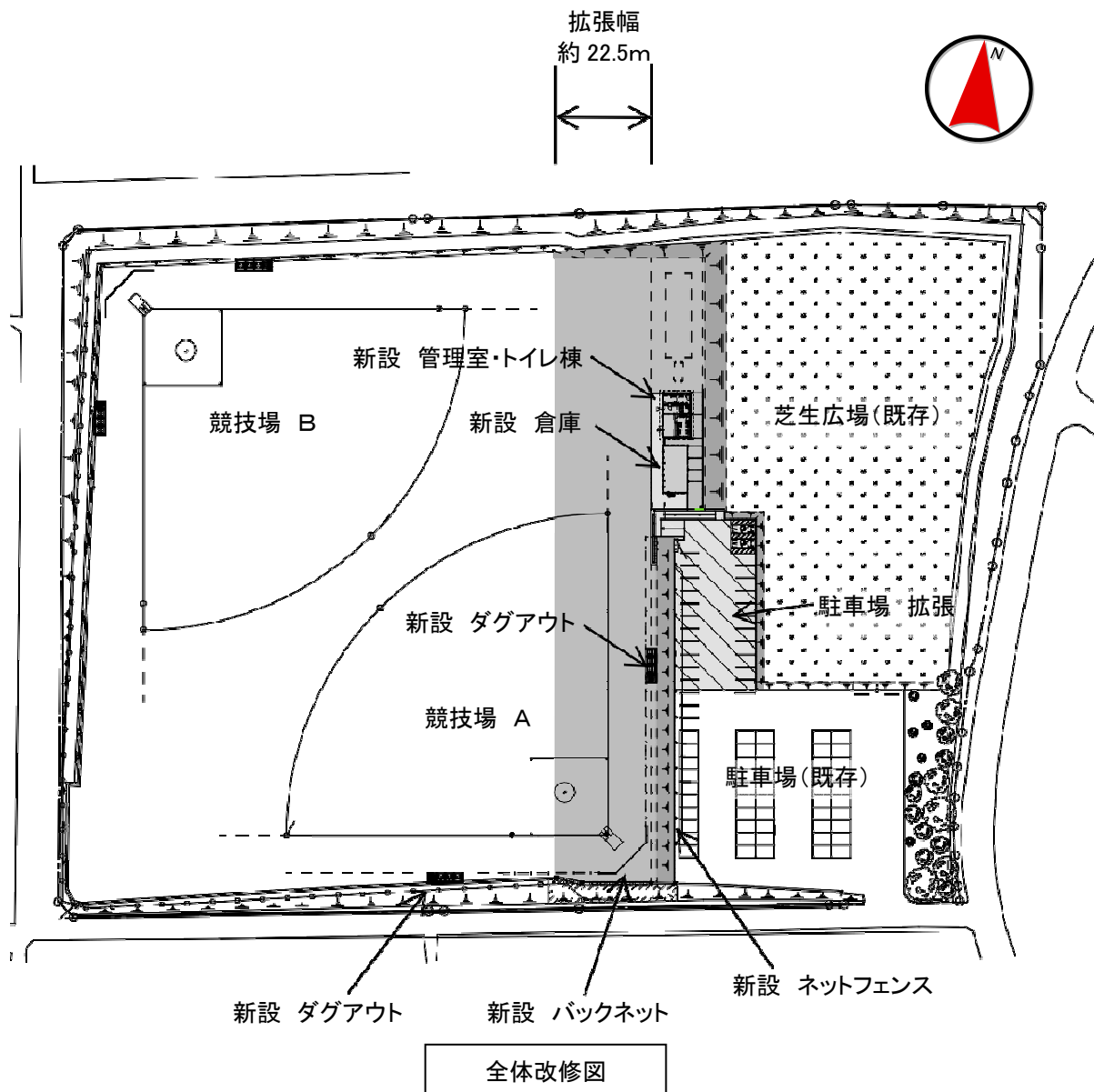


議案第4号関係資料(1)

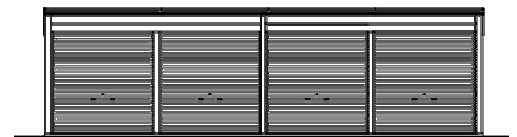
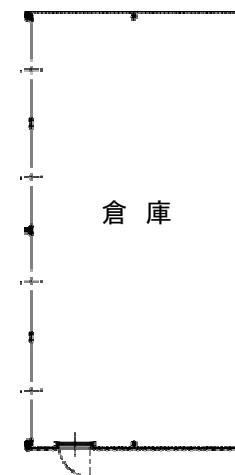
美すずスポーツ公園運動場改修工事説明資料

工 事 名	美 ず ず ス ポ ー ツ 公 園 運 動 場 改 修 工 事			
工種、金額 及 び 相 手 方	工 種	金 額		相 手 方
	建 築 工 事	1 9 3 , 1 6 0 , 0 0 0 円 (内消費税 1 7 , 5 6 0 , 0 0 0 円)		清野建設株式会社 代表取締役 栗原 敦司
工 事 概 要	建築工事 (1) グラウンド造成（拡張）及び外構工事 (2) 既存施設（管理室・トイレ棟、倉庫）の解体及び新設 (3) 付属構造物（ネットフェンス、バックネット等）の撤去及び新設			
工 事 期 間	契約の日から令和7年3月28日まで			
予 算	総事業費	1 9 9 , 9 9 1 , 0 0 0 円	主な財源	第82回国民スポーツ大会市町村競技施設整備費補助金（県補助金） ふるさと応援基金

美すずスポーツ公園運動場改修工事概要図



新設 管理室・トイレ棟



新設 倉庫

議案第5号関係資料

長野県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。</u> (1) <u>被保険者の資格の管理に関する事務</u> (2) <u>医療給付に関する事務</u> (3) <u>保険料の賦課に関する事務</u> (4) <u>保健事業に関する事務</u> (5) <u>その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u>	(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。</u>
(広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 略 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表第2</u>に定めるところにより広域連合の予算において定めるものとする。	(広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 略 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表</u>に定めるところにより広域連合の予算において定めるものとする。
<u>別表第1（第4条関係）</u> 1 <u>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</u> 2 <u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u> 3 <u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u> 4 <u>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</u> 5 <u>保険料に関する申請の受付</u> 6 <u>上記事務に付随する事務</u>	
<u>別表第2（第17条関係）</u> 略	<u>別表</u>（第17条関係） 略

議案第6号関係資料(1)

伊那市組織条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(部の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、その内部組織として次の部を設置する。 総務部 企画部 <u>文化スポーツ部</u> 市民生活部 <u>保健福祉部</u> 農林部 商工観光部 建設部 水道部	(部の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、その内部組織として次の部を設置する。 総務部 企画部 市民生活部 <u>健康福祉部</u> <u>こども部</u> 農林部 商工観光部 建設部 水道部
(事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。 総務部 略 企画部 (1) 略 (2) 地域政策及び人口増対策に関すること。 (3) 略 <u>文化スポーツ部</u> (1) <u>文化振興及び交流促進に関すること。</u> (2) <u>人権及び男女共同参画に関すること。</u> (3) <u>スポーツに関すること。</u> 市民生活部 略 <u>保健福祉部</u> (1) 福祉関係各法の措置及び決定その他社会福祉に関すること。	(事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。 総務部 略 企画部 (1) 略 (2) 地域政策及び人口増対策<u>並びに人権及び男女共同参画</u>に関すること。 (3) 略 市民生活部 略 <u>健康福祉部</u> (1) 福祉関係各法の措置及び決定その他社会福祉に関すること。

旧	新
<u>(2) 子育て支援に関すること。</u> <u>(3) 疾病予防、健康増進及び医療並びに国民健康保険に関すること。</u> <u>(4) 介護保険及び高齢者福祉に関すること。</u> 農林部～水道部 略	<u>(2) 疾病予防、健康増進及び医療並びに国民健康保険に関すること。</u> <u>(3) 介護保険及び高齢者福祉に関すること。</u> <u>(4) スポーツに関すること。</u> こども部 <u>(1) 子育て支援に関すること。</u> 農林部～水道部 略

議案第6号関係資料(2)

伊那市予防接種健康被害調査委員会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉部健康推進課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。

議案第6号関係資料(3)

伊那市医療政策審議会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>保健福祉部健康推進課</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。

議案第6号関係資料(4)

伊那市子ども・子育て審議会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>保健福祉部子育て支援課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>こども部</u> において処理する。

議案第6号関係資料(5)

伊那市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行するものは、<u>次のとおりとする。</u> <u>(1) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</u> <u>(2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</u>	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行するものは、<u>スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）</u>とする。

議案第7号関係資料

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) 略 (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) 略 (3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 <u>(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u>
(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 略 3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略	(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 略 3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略
(特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合	(特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合

旧			新		
は、<u>法別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対して、同表の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、<u>同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報</u>を提供するときとする。 2 略			は、<u>市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対して、特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な<u>利用特定個人情報の提供</u>を求めた場合において、<u>市長又は教育委員会が当該利用特定個人情報</u>を提供するときとする。 2 略		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略			略		
2 市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法の規定に準じて実施する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	略	2 市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法の規定に準じて実施する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	略
		生活保護法による保護の実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給又は被保護者健康管理支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの			生活保護法による保護の実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給又は被保護者健康管理支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		略			略

議案第8号関係資料

伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(基本方針) 第2条 略 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。	(基本方針) 第2条 略 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。
(人員に関する基準) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) 略	(人員に関する基準) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項各号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> <u>3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、当該地域包括支援センターの人員配置基準</u>

旧		新	
は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。		は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。	
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>前項</u> 各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	<u>第1項</u> 各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	<u>前項</u> 各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね1,000人以上 2,000人未満	<u>第1項</u> 各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項</u> 第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項</u> 第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人